

小平市立学校給食センター更新事業

落札者決定基準

令和2年4月

小 平 市

目 次

1. 本書の位置づけ	1
2. 事業者選定の概要.....	1
(1) 事業者選定方式	1
(2) 事業者の選定方法と選定の体制	1
3. 審査の手順.....	3
4. 入札参加資格審査.....	4
5. 入札書類審査	4
(1) 入札書類の確認	4
(2) 基礎項目審査	4
(3) 加点項目審査（技術点の算定）	4
(4) 価格点の算定	5
(5) 優秀提案の算定	5
6. 落札者の決定	5

添付資料

別紙1 基礎項目審査の評価基準

別紙2 加点項目審査の評価基準

1. 本書の位置づけ

小平市立学校給食センター更新事業落札者決定基準（以下「落札者決定基準」という。）は、小平市（以下「本市」という。）がPFI方式により小平市立学校給食センター更新事業（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）の募集・選定を行うに際し、入札参加希望者に配付する入札説明書と一体のものである。

落札者決定基準は、落札者を決定するにあたって、最も優れた提案を行った入札参加グループを選定するための方法及び評価基準等を示し、入札参加グループの行う提案等に具体的な指針を示すものである。

2. 事業者選定の概要

(1) 事業者選定方式

本事業を実施する事業者には、施設を整備し、その後の維持管理及び運營業務を通じて、効率的かつ効果的に、併せて安定的かつ継続的なサービスの提供を求めるものであり、事業者の幅広い能力及び経営ノウハウ等を総合的に評価して選定することが必要である。

そこで、事業者の選定方法は、入札価格に加え、本市の要求するサービス水準との適合性並びに維持管理及び運營業務における遂行能力や事業計画の妥当性、更に資金調達計画の確実性やリスク負担能力等を総合的に評価し、落札者を決定する総合評価一般競争入札方式により行う。

(2) 事業者の選定方法と選定の体制

事業者の選定は、入札参加資格審査及び入札書類審査により行う。

入札参加資格審査においては、入札参加者の参加資格について本市が審査を行う。なお、入札参加資格審査の結果は、入札書類審査の対象となる入札参加者の資格要件のみを審査し、入札書類審査における評価には反映させないこととする。

入札書類審査においては、基礎審査項目の充足の有無の審査を本市が行い、本事業の各業務に関する具体的な提案内容の審査は、本市が設置した学識経験者等で構成する小平市立学校給食センター更新技術提案型総合評価審査委員会（以下「審査委員会」という。）が入札参加グループから提出された入札書類審査に関する提出書類（提案書）の加算項目審査を行い、優秀提案を選定し、本市に選定結果を報告する。

本市は、審査委員会からの報告を受けて、落札者を決定する。

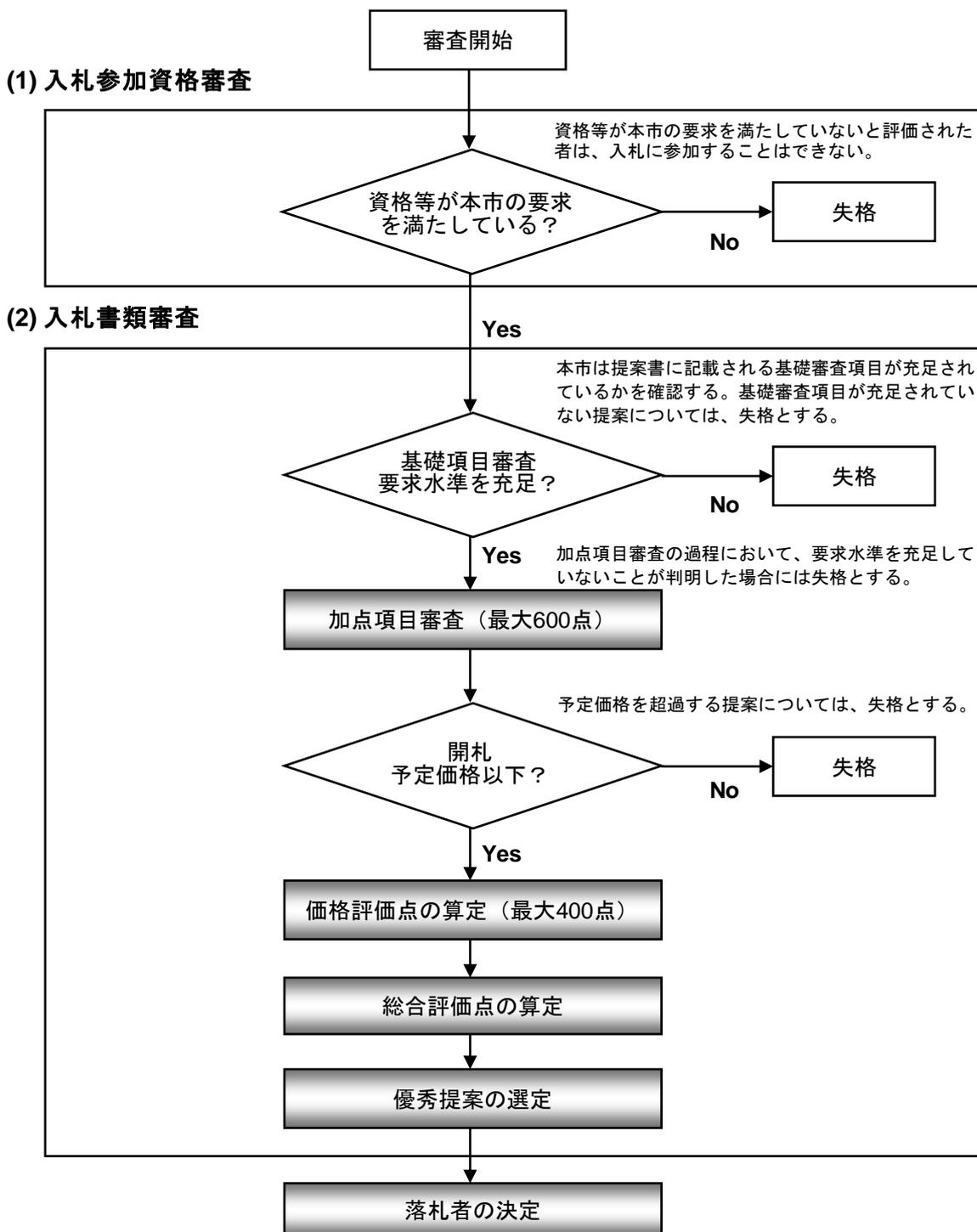
なお、審査委員会の委員は、以下のとおりである。

【審査委員会 委員】

	氏名	所属
委員長	安登 利幸	亜細亜大学都市創造学部都市創造学科教授
副委員長	田中 延子	淑徳大学 看護栄養学部客員教授 東京家政学院大学客員教授
委員	林 立也	千葉大学大学院工学研究科准教授
委員	有川 知樹	小平市企画政策部行政経営担当部長
委員	川上 吉晴	小平市教育部長

3. 審査の手順

審査の手順は、次のとおりとする。



4. 入札参加資格審査

入札参加グループの代表企業、構成企業及び協力企業が、入札説明書に示す参加資格の要件を満たしているかどうかを審査し、要件の未達項目があれば失格とする。

5. 入札書類審査

(1) 入札書類の確認

提出された入札書類審査に関する提出書類がすべて入札説明書の指定どおりに揃っているかを本市において確認する。

(2) 基礎項目審査

入札参加グループの提案内容が、「別紙1 基礎項目審査の評価基準」に掲げる基礎審査項目を充足しているかについて本市が審査を行う。

基礎審査項目を充足している場合は適格とし、充足していない場合は失格とする。

(3) 加点項目審査（技術点の算定）

基礎項目審査において適格とみなされた提案について、審査委員会において性能評価として加点項目審査を行う。

加点項目審査は、入札参加グループの提案内容について、以下に示す加点審査項目について加点基準に応じて得点（加点）を付与する。加点項目審査は最大600点とし、その内訳は「別紙2 加点項目審査の評価基準」に示す。なお、加点項目審査に基づく技術点の計算に当たり、小数点以下がある場合は第3位を四捨五入するものとする。

また、その過程において、要求水準を充足していないことが判明した場合には失格とする。

加点審査項目	配点	備考
① 事業計画全般に関する事項	105	配点の割合：最大600点中 約17.5%
② 設計業務に関する事項	150	〃 約25.0%
③ 建設・工事監理業務に関する事項	60	〃 約10.0%
④ 維持管理業務に関する事項	70	〃 約11.7%
⑤ 運営業務に関する事項	215	〃 約35.8%
合計	600	

【加点基準】

評価	評価内容	採点基準
A	各審査項目に関して、特に優れている	配点×1.00
B	各審査項目に関して、より優れている	配点×0.75
C	各審査項目に関して、優れている	配点×0.50
D	各審査項目に関して、優れている点はあまり見られない	配点×0.25
E	各審査項目に関して、優れている点はない	配点×0（加点なし）

(4) 価格点の算定

総合評価点を算定する際の価格点（最大400点）については、入札書に記載された入札価格で行うものとし、入札価格に対して、次式により価格点を算定する。

なお、予定価格を超える場合は失格とする。

$$\text{価格点} = 400\text{点} \times \left(\frac{\text{予定価格} - \text{入札価格}}{\text{予定価格} - \text{基準価格}} + \frac{\text{基準価格}}{\text{入札価格}} \right) \times \frac{1}{2}$$

※価格点の計算では、小数点以下第3位を四捨五入し、価格点の上限を400点とする。

※入札価格が基準価格未満の入札参加グループの価格点は上式に関わらず400点とする。

※基準価格は開札時に公表する。

(5) 優秀提案の算定

技術点と価格点を、次式に基づいて加算した値を総合評価点とし、これが最大となった提案を優秀提案として選定する。

小平市総合評価方式ガイドラインに基づき、総合評価点に10分の1を乗じて100点満点換算とする。

$$\text{総合評価点} = \left(\text{技術点（最大600点）} + \text{価格点（最大400点）} \right) \times \frac{1}{10}$$

6. 落札者の決定

本市は、入札書類審査の結果に基づいて審査委員会により選定された優秀提案を踏まえ、落札者を決定する。ただし、優秀提案が複数ある時（総合評価点と同点の時）は、技術点が最も高い者を落札者とする。

別紙1 基礎項目審査の評価基準

基礎審査項目	評価基準	主な対応様式番号
I. 事業計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実現可能な事業工程となっているとともに、事業条件が満たされていること ・ 特別目的会社の出資内容が明記され、出資条件が満たされていること ・ サービス購入費の算定方法に誤りがなく、支払条件が満たされていること ・ 事業者が義務づけている保険が付保され、必要な費用が収支計画に算入されていること ・ 必要な資金が確保されていることが、金融機関等の関心表明書等により確認できること ・ 資金調達の方法、金額、条件等が明示されていること ・ 収支計画全体の計算に誤り等がないこと ・ 各種発生費用の項目及び算定方法に誤りがなく、市場価格と極端に乖離していないこと ・ 年度ごとの資金不足がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書（事業計画全般に関する事項、事業スケジュール） ・ 提案書（事業収支等提案書類） ・ 提案書（事業収支等提案書類、提案価格等提案書類） ・ 提案書（事業計画全般に関する事項、事業収支等提案書類、提案価格等提案書類） ・ 提案書（事業収支等提案書類） ・ 提案書（提案価格等提案書類） ・ 提案書（事業収支等提案書類）
II. 設計	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準を満たしていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書（設計業務に関する事項、計画図面等提案書類、事業スケジュール表）、基礎審査項目チェックシート
III. 建設・工事監理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準を満たしていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書（建設・工事監理業務に関する事項、計画図面等提案書類、事業スケジュール表）、基礎審査項目チェックシート
IV. 維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準を満たしていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書（維持管理業務に関する事項、事業スケジュール表）、基礎審査項目チェックシート
V. 運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 要求水準を満たしていること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書（運営業務に関する事項、事業スケジュール表）、基礎審査項目チェックシート

別紙2 加点項目審査の評価基準

加点審査項目		配点	主な対応様式
I 事業計画全般に関する事項	(1) 本事業への基本的な考え方(基本方針、実施体制等)	10	入札書類審査に関する提出書類、提案書(事業計画全般に関する事項(B)、事業収支等提案書類(G)、提案価格等提案書類(H)、事業スケジュール表(I))
	(2) 資金・収支計画	10	
	(3) リスク管理	15	
	(4) ライフサイクルコストの低減	20	
	(5) 食育の推進	20	
	(6) 地域・社会・経済への貢献	30	
小 計		105	配点の割合：600点中 約17.5%
II 設計業務に関する事項	(1) 意匠計画の考え方	75	提案書(設計業務に関する事項(C)、事業スケジュール表(I)、計画図面等提案書類(J))
	①全体配置・外構	(20)	
	②ゾーニング・諸室配置・動線計画・諸室計画(調理・見学エリア等)	(35)	
	③仕上計画・ユニバーサルデザイン	(20)	
	(2) 周辺環境・地球環境への配慮	30	
	①地域性・景観性への配慮	(20)	
	②環境保全・環境負荷低減への配慮	(10)	
	(3) 構造計画の考え方	10	
	①耐震安全性の確保	(5)	
	②被害軽減対策	(5)	
	(4) 設備計画の考え方	25	
	①更新性・メンテナンス性の配慮	(10)	
	②省エネ・省資源、利便性、快適性に向けた工夫	(15)	
	(5) 防災安全計画の考え方	10	
①安全性の確保	(5)		
②警備保安の充実	(5)		
小 計		150	配点の割合：600点中 約25%
III 建設・工事監理業務に関する事項	(1) 建設業務全般に係る事項	20	提案書(建設・工事監理業務に関する事項(D)、事業スケジュール表(I)、計画図面等提案書類(J))
	(2) 解体・撤去工事に係る事項	10	
	(3) 厨房機器・食器等の調達及び設置に係る事項	20	
	(4) 工事監理業務全般に係る事項	10	
小 計		60	配点の割合：600点中 約10%
IV 維持管理業務に関する事項	(1) 維持管理業務全般に係る事項	5	提案書(維持管理業務に関する事項(E)、事業スケジュール表(I)、計画図面等提案書類(J))
	(2) 建築物保守管理業務に係る事項	5	
	(3) 建築設備・厨房機器等保守管理業務に係る事項	10	
	(4) 什器・備品等保守管理業務、食器・食缶等の更新業務に係る事項	10	
	(5) 外構維持管理業務に係る事項	5	
	(6) 環境衛生・清掃業務に係る事項	10	
	(7) 警備保安業務に係る事項	5	
	(8) 修繕業務に係る事項	20	
小 計		70	配点の割合：600点中 約11.7%
V 運営業務に関する事項	(1) 運営業務全般に係る事項	35	提案書(運営業務に関する事項(F)、事業スケジュール表(I)、計画図面等提案書類(J))
	(2) 開業準備業務に係る事項	15	
	(3) 給食調理業務に係る事項	100	
	① 調理体制	(30)	
	② 食物アレルギー対応食への対応	(20)	
	③ 安全・衛生管理方針	(30)	
	④ 緊急時の対応	(20)	
	(4) 給食配送・食器等回収業務に係る事項	35	
	① 配送・回収計画	(15)	
	② 安全・衛生管理方針	(10)	
	③ 緊急時の対応	(10)	
	(5) 配膳業務に係る事項	5	
	(6) 食器等洗浄・残滓処理等業務に係る事項	25	
	小 計		
合 計		600	

別紙2 加点点目審査の評価基準（評価視点）

加点点目		配点	評価項目	評価視点	主な対応様式
I 事業計画全般に関する事項	(1) 本事業への基本的な考え方（基本方針、実施体制等）	10	-	<p>本事業の目的及び基本理念を理解し、事業者独自のノウハウやアイデアを取り入れた事業実施の基本方針及び計画が練られているか</p> <p>本事業を確実にかつ効果的に実現できる適切な業務遂行体制が確立されているか</p> <p>上記の内容を設計・建設、維持管理、運營業務の個別の計画に反映する上で、工夫されているか</p> <p>セルフモニタリングの実施体制・方法等において、サービス水準の維持・向上及び事業の継続性確保に寄与する工夫が提案されているか</p>	<p>入札書類審査に関する提出書類、提案書（事業計画全般に関する事項（B）、事業収支等提案書類（G）、提案価格等提案書類（H）、事業スケジュール表（I））</p>
	(2) 資金・収支計画	10	-	<p>一時的な資金需要の集中に対する備えを含めて、資金計画の安定化のための方策が提案されているか</p> <p>運転資金の不足に対する対応策、その他事業安定のための独自の工夫が提案されているか</p> <p>不測の資金需要に対する予備的資金の確保等、キャッシュフロー不足への対応策が提案されているか</p>	
	(3) リスク管理	15	①リスク管理方針と対策	<p>各業務の履行に係るリスクが適切に想定されており、それらのリスクに対するリスクマネジメント策が構築されているか</p> <p>効果的なリスク管理体制が構築されているか</p> <p>追加的な保険付保等のリスク緩和措置が提案されているか</p>	
			②事業継続の方策	<p>各参画企業の業績不振時におけるバックアップ体制等の方策が工夫されているか</p> <p>参画企業のモチベーションの維持に関する方策が工夫されているか</p>	
	(4) ライフサイクルコストの低減	20	-	<p>設計、建設、維持管理・修繕、調理・運営等の全般にわたり、ライフサイクルコスト（特に光熱水費、修繕費）の縮減に向けた具体的なアイデアが提案されているか</p> <p>提案内容を裏付ける類似実績などが明示され、実現性のある提案内容となっているか</p>	
	(5) 食育の推進	20	-	<p>厨房機器・食器等の選定について、新たな献立の開発、残滓率の軽減（おいしい給食の提供）、地産地消や食育の取組み推進などに資するよう、新たな機器の採用提案があるか</p> <p>新給食センターの機器等を活かした新たな献立の開発に向けて、事業者による研究、食材調達、試作等の実施についての提案があるか</p> <p>手作り給食を原則とし、おいしい給食を提供するための具体的な方策・工夫が提案されているか</p> <p>地産地消や食育の取組み推進に資する具体的な方策・工夫が提案されているか</p>	
-			<p>建設業務を行う者（全ての建設企業）において、2省協定以上、2省協定の90%以上、2省協定の80%以上の労務単価の確保について、具体的な提案があるか（上記の割合に応じた労務単価の支払いについて提案・誓約がある場合、評価する）</p> <p>運營業務を行う者（代表企業及び構成企業に限る）における、本事業での市民雇用率の確保について、具体的な提案があるか（市民雇用率20%以上の場合、評価する）</p> <p>運營業務を行う者（代表企業及び構成企業に限る）について、以下の実績があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001の取得又はエコアクション21等への登録 ・ 障がい者雇用の取り組み（3年以上の雇用） ・ 男女共同参画の推進（育児・介護休業制度等の実績の有無）又は母子家庭等の継続雇用 ・ 女性活躍推進法に基づく認定取得等（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は国家資格保有女性技術者の雇用） ・ 高齢者雇用（3年以上の雇用） ・ 本市との災害時の応援等に係る協定等 ・ 災害協定に基づく災害活動等 ・ 被災者雇用 <p>（様式集「様式B-6」に記載の方法に従い、評価する）</p> <p>設計、建設・工事監理、維持管理、運営の各業務以外に、事業者独自のノウハウやアイデアにより、本事業の効果を高め、本事業・本施設の魅力化や活性化に資する取組みの実施について、提案があるか（付帯事業の提案があった場合も、本項目において評価する）</p>		
(6) 地域・社会・経済への貢献	20	①地域・社会・経済への貢献	<p>建設業務を行う者（全ての建設企業）において、2省協定以上、2省協定の90%以上、2省協定の80%以上の労務単価の確保について、具体的な提案があるか（上記の割合に応じた労務単価の支払いについて提案・誓約がある場合、評価する）</p> <p>運營業務を行う者（代表企業及び構成企業に限る）における、本事業での市民雇用率の確保について、具体的な提案があるか（市民雇用率20%以上の場合、評価する）</p> <p>運營業務を行う者（代表企業及び構成企業に限る）について、以下の実績があるか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ISO14001の取得又はエコアクション21等への登録 ・ 障がい者雇用の取り組み（3年以上の雇用） ・ 男女共同参画の推進（育児・介護休業制度等の実績の有無）又は母子家庭等の継続雇用 ・ 女性活躍推進法に基づく認定取得等（義務のない場合は、任意の行動計画策定・届出、又は国家資格保有女性技術者の雇用） ・ 高齢者雇用（3年以上の雇用） ・ 本市との災害時の応援等に係る協定等 ・ 災害協定に基づく災害活動等 ・ 被災者雇用 <p>（様式集「様式B-6」に記載の方法に従い、評価する）</p> <p>設計、建設・工事監理、維持管理、運営の各業務以外に、事業者独自のノウハウやアイデアにより、本事業の効果を高め、本事業・本施設の魅力化や活性化に資する取組みの実施について、提案があるか（付帯事業の提案があった場合も、本項目において評価する）</p>		
	10	②入札参加者独自の提案	<p>設計、建設・工事監理、維持管理、運営の各業務以外に、事業者独自のノウハウやアイデアにより、本事業の効果を高め、本事業・本施設の魅力化や活性化に資する取組みの実施について、提案があるか（付帯事業の提案があった場合も、本項目において評価する）</p>		
I 事業計画全般に関する事項		105			

加査審査項目		配点	評価項目	評価視点	主な対応様式
II 設計業務に関する事項	(1) 意匠計画の考え方	20	①全体配置・外構	限られた敷地の中での配置バランスや維持管理の方法及びセキュリティ対策等を考慮に入れ、均衡のとれた、死角の少ない施設配置（全体配置）となるよう工夫されているか	提案書（設計業務に関する事項 (C)、事業スケジュール表 (I)、計画図面等提案書類 (J))
				近隣（日影、圧迫感）及び前面道路（交通混雑・事故）への影響、敷地内の安全性等を考慮に入れ、施設配置（全体配置）や動線が工夫されているか	
				緑化計画及び駐車場や駐輪場のスペースが適切に計画され、円滑かつ安全な出入りが可能なよう工夫されているか	
	35	②ゾーニング・諸室配置・動線計画・諸室計画（調理・見学エリア等）	汚染・非汚染が交差しないよう、施設設備の配置や調理の作業工程、作業動線、食材の流れ等に工夫が凝らされているか		
			給食調理に当たって、衛生面に十分な配慮がなされ、ゆとりがあり、作業しやすい計画となるよう、動線・空間の広さ・レイアウト等について、工夫しているか		
			調理エリアだけでなく、見学者や調理員、事務員の利便性と快適性向上に向け、諸室配置や動線計画について、工夫されているか		
			食物アレルギー対応食の調理に当たって、衛生面、安全面に十分配慮し、作業しやすい計画となるよう工夫しているか		
	20	③仕上計画・ユニバーサルデザイン	見学エリア等について、豊かな食育に資する施設となるよう具体的な方策が提案されているか		
			従業者等の良好な労働環境の確保に配慮した工夫が施されているか		
			衛生面や安全面について十分配慮された仕上計画となっているか（天井・床・壁面、扉、窓、動線上の出入口や搬出入口など）		
			ホルムアルデヒドや揮発性有機化合物等の化学物質を削減する方策について提案しているか		
			建設時における環境汚染防止にあたり、仕上材料について工夫しているか		
	(2) 周辺環境・地球環境への配慮	20	①地域性・景観性への配慮	漏水防止、かび防止等について工夫しているか	
				使用材料や断熱方法、工法等、建物の長寿命化に対して、工夫しているか	
	10	②環境保全・環境負荷低減への配慮	子どもや障がい者等すべての利用者にとって、不自由なく安心して利用できるよう工夫されているか		
地域及び敷地周辺との調和を図りつつ、地域に親しまれる景観となるよう工夫されているか					
(3) 構造計画の考え方	5	①耐震安全性の確保	建設工事中も含めて、周辺への騒音や振動、臭気による影響を最大限抑制するよう工夫されているか		
			厨房機器や廃水処理施設等に関して、騒音・振動及び臭気対策の提案がされているか		
5	②被害軽減対策	温室効果ガスの削減（CO2発生等）、省エネルギー、廃棄物の減量、省資源、リサイクル、自然環境の保護等について十分配慮しているか			
		環境負荷低減に向け、具体的なアイデアが提案されているか			
(4) 設備計画の考え方	10	①更新性・メンテナンス性の配慮	構造体に対し、十分な耐震安全性を確保するよう工夫されているか		
			非構造部材や設備の耐震性確保において工夫されているか		
15	②省エネ・省資源、利便性、快適性に向けた工夫	厨房機器・什器・備品・家具等の転倒防止策等（壁の設え等）、地震発生時に備えた被害軽減策が講じられているか			
		設備の更新性・メンテナンス性について、具体的な方策を提案しているか			
		設備計画において、省エネルギー、省資源に関する具体的な方策を提案しているか			
5	①安全性の確保	高効率型器具、省エネルギー型器具等が積極的に採用されているか			
		調理エリア等の安全性や快適性の向上に向けた工夫が施されているか			
5	②警備保安の充実	利便性（施設の管理、制御、情報ネットワークなど）向上に向けた工夫が施されているか			
		自然災害発生時や非常時における安全性の高い施設とするための提案がされているか			
(5) 防災安全計画の考え方	5	①安全性の確保	火災時の避難安全対策、浸水対策、強風対策及び落雷対策等について工夫しているか		
			吹抜け部分や共用部分のガラス面等、利用者、特に子供や高齢者への安全性（衝突安全性、落下防止等）に十分に配慮した対策を提案しているか		
5	②警備保安の充実	給食の安定供給を考慮し、適切なエネルギー源を採用した計画となっているか			
		防犯上有効な照明設備や警備システム（監視システム等）について具体的に提案しているか			
II 設計業務に関する事項		150			

加査審査項目		配点	評価項目	評価視点	主な対応様式
III 建設・工事監理業務に関する事項	(1) 建設業務全般に係る事項	20	-	着工前の手続から施設引渡しまでの具体的かつ妥当なスケジュール計画及び工期遵守について工夫が凝らされているか 不測の事態が生じた場合にスケジュールを遵守するための信頼できる対策等が提案されているか 十分な安全対策及び工事に伴う近隣への影響を最小限度に抑えるよう工夫されているか 廃棄物抑制、リサイクル材利用、CO2発生抑制等、地球環境保全に配慮した建設計画が提案されているか	提案書（建設・工事監理業務に関する事項（D）、事業スケジュール表（I）、計画図面等提案書類（J））
	(2) 解体・撤去工事に係る事項	10	-	具体的かつ妥当なスケジュール計画及び工期遵守について工夫が凝らされているか アスベストやPCBIに関する調査や処理方法等について、具体的な提案がされているか 十分な安全対策及び工事に伴う近隣への影響を最小限度に抑えるよう工夫されているか 解体・撤去で発生する廃棄物等が適切に処理されるように提案されているか	
	(3) 厨房機器・食器等の調達及び設置に係る事項	20	-	厨房機器・食器等の選定について、衛生面、安全面、作業効率、更新性等に十分配慮した具体的なアイデアが提案されているか 厨房機器・食器等の選定について、提供食数、学級数、調理時間、使用頻度等を考慮した適正規模の機器が提案されているか 厨房機器・食器等の選定について、新たな献立の開発、地場産品の使用促進、残滓率の軽減（おいしい給食の提供）等に資するよう、新たな機器の採用提案があるか	
	(4) 工事監理業務全般に係る事項	10	-	工事監理業務について具体的なアイデアが提案されているか（工事監理のチェックポイント等） 確実な品質管理に向け、設計者の意図を正確かつ確実に伝えられるような実施体制が提案されているか	
III 建設・工事監理業務に関する事項		60			
IV 維持管理業務に関する事項	(1) 維持管理業務全般に係る事項	5	-	予防保全を基本とし、維持管理コストの低減に向けた業務の実施方針と、具体的な工夫や方策が提案されているか	提案書（維持管理業務に関する事項（E）、事業スケジュール表（I）、計画図面等提案書類（J））
	(2) 建築物保守管理業務に係る事項	5	-	建築物の性能及び状態を常に最良な状態に保つための方策が具体的に提案されているか	
	(3) 建築設備・厨房機器等保守管理業務に係る事項	10	-	建築設備・厨房機器等の性能及び状態を常に最良な状態に保つための方策が具体的に提案されているか	
	(4) 什器・備品等保守管理業務、食器・食缶等の更新業務に係る事項	10	-	食器・食缶を含め、什器・備品等の性能及び状態を常に最良な状態に保つための方策が具体的に提案されているか	
	(5) 外構維持管理業務に係る事項	5	-	外構等の性能及び状態を常時適切な状態にしておくための方策が具体的に提案されているか	
	(6) 環境衛生・清掃業務に係る事項	10	-	環境衛生・清掃業務の管理項目・作業内容・頻度等に関する適切な業務遂行計画及び方策が具体的に提案されているか 調理エリア内を衛生に保つための定期清掃、特別清掃の工夫が提案されているか	
	(7) 警備保安業務に係る事項	5	-	日頃から事故・犯罪・火災・災害等の未然防止に向けた工夫が提案されているか 緊急時に速やかに現場に急行し、本市及び関係機関へ通報・連絡を行えるための体制が提案されているか	
	(8) 修繕業務に係る事項	20	-	大規模修繕を見据えた事業期間全体の長期修繕計画は、適切に検討されているか 長期修繕計画は、建築物、建築設備、厨房機器、外構等のそれぞれについて、魅力的な施設であり続けるために効果的な内容となっているか 事業期間終了時の状態や、事業期間終了以後に本市が行う大規模修繕も考慮した計画となっているか 事業期間中の修繕業務の実施状況や修繕履歴の管理、長期修繕計画の見直しを効果的に行うための工夫が提案されているか 将来的な大規模修繕や設備等の更新時に本施設の運営に与える影響を最小限に留めるような工夫があるか	
IV 維持管理業務に関する事項		70			

加 点 審 査 項 目		配 点	評 価 項 目	評 価 視 点	主 な 対 応 様 式
V 運 営 業 務 に 関 す る 事 項	(1) 運 営 業 務 全 般 に 係 る 事 項	35	—	調理業務を中心として、衛生的かつ安全な給食を安定的に提供するための業務の実施方針と、具体的な方策が提案されているか	提案書（運営業務に関する事項（F）、事業スケジュール表（I）、計画図面等提案書類（J））
	運営業務全般の業務改善を継続的に図る等、特に給食調理の品質向上に向けた方策について提案しているか				
	本市等との円滑な報告・連絡体制が確立されているか				
	食数変動に対する具体的な提案がなされ、合理的、経済的な提案となっているか				
	小学校給食室の改修・改築時等、提供食数の変更に対する対応について、考慮がなされているか				
	(2) 開 業 準 備 業 務 に 係 る 事 項	15	—	従業員の研修について、開業後に滞りなく運営するための具体的な計画が提案されているか	
調理・配送リハーサルについて、具体的かつ適切な計画が提案されているか					
パンフレットやDVDについて具体的なアイデアが提案されているか					
(3) 給 食 調 理 業 務 に 係 る 事 項	30	①調理体制	指揮命令系統と適切な人員配置・作業の流れ等について、具体的な方策が提案されているか		
			調理員の人材育成（研修制度等）や調理員へのインセンティブ（福利厚生やキャリアアップ、安定雇用等）、モチベーションの維持・向上（就業環境等）につなげる工夫が凝らされているか		
			②食物アレルギー対応食への対応	食物アレルギー対応食について、事故発生を未然に防ぐための具体的な方策について提案しているか	
			アレルギー対応食の誤配等の事故発生を未然に防ぐための具体的な方策について提案しているか		
30	③安全・衛生管理方針	食の安全を確保するため、具体的な安全・衛生管理方針、マニュアルの策定、日常点検等が提案されているか			
		調理過程の安全性確保に向け、想定されるリスクを十分に検討し、その予防策、リスクが顕在化した際の対応策、その後の再発防止策等、具体的に提案しているか			
20	④緊急時の対応	衛生面で問題が発生しないよう、しっかりとした衛生検査・監視体制が確立されているか			
(4) 給 食 配 送 ・ 食 器 等 回 収 業 務 に 係 る 事 項	15	①配送・回収計画	効率的かつ確実な給食配送・回収計画が練られ、提案されているか		
			2時間喫食を実現し、品質を確保したおいしい給食を配送するための柔軟な方策が提案されているか		
			配送車の運行中や納品・回収時における安全性に配慮し、事故等を未然に防ぐための具体的な方策が提案されているか		
10	②安全・衛生管理方針	配送に関する給食の衛生状態の確保について、具体的な方策が提案されているか			
10		③緊急時の対応	緊急時（食中毒・アレルギー事故や異物混入の発生時・発生が疑われるとき、配送車の事故や道路封鎖、配送先での事故等）の報告・連絡体制、業務継続のためのサポート体制、原因調査・報告方法について、具体的な方策が提案されているか		
(5) 配 膳 業 務 に 係 る 事 項	5	—	配送された給食や食品（直接搬入品等）を安全かつ確実に届けるための方策が提案されているか		
学校配膳室が狭い学校においても、滞りなく給食を届けるための方策が提案されているか					
配膳室内の衛生管理について、具体的な方策が提案されているか					
(6) 食 器 等 洗 浄 ・ 残 滓 処 理 等 業 務 に 係 る 事 項	25	—	衛生面に最大限に配慮した洗浄・残滓処理等について具体的な方策が提案されているか		
			残滓処理等による臭気の軽減について、具体的かつ効果的な方策が提案されているか		
V 運 営 業 務 に 関 す る 事 項		215			